様式第一（第２条第１項関係）（平30文科経産令２・令元文科経産令２・令２文科経産令１・一部改正）

特定研究成果活用支援事業計画の認定申請書

年　　月　　日

文部科学大臣　殿
経済産業大臣　殿

（特定研究成果活用支援事業を実施する者）
住　　所
名　　称
代表者の氏名
（無限責任組合員たる法人）
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき，下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項
２．特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
３．特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．特定研究成果活用支援事業を実施する者が法人である場合にあっては，無限責任組合員たる法人の住所，名称及び代表者の氏名は不要とする。
２．申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあっては，当該法人の発起人の住所，氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。
３．用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項（申請者が投資事業有限責任組合である場合にあっては，当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人についても，同様の書類を提出するものとする。）
⑴名称，所在地（※１），代表者，連絡先，設立年月日（予定年月日），資本金又は出資金，出資者及びそれぞれの持株数又は持分口数，議決権等の構成（※２），役職員の構成（※３），組織図，役職員数，役職員の業績評価の基準及び報酬の水準
⑵特定研究成果活用支援事業以外に実施する予定の事業の内容

⑶特定研究成果活用支援事業の収益の目標

２．特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

⑴特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容，業種，事業の成長段階

⑵支援先の特定研究成果活用事業者に対して実施する予定の助言，資金供給その他の支援の内容

⑶その他特定研究成果活用支援事業の実施方法

⑷特定研究成果活用支援事業の実施時期

３．特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額，その根拠，資金調達を行う時期，出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを記載する。

※１　特定研究成果活用支援事業を実施する者の本拠となる場所の住所を記載するものとする。

・申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。※２において同じ。）にあっては，当該法人の主たる事務所の住所を記載する。

・申請者が投資事業有限責任組合である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者である場合を含む。※２において同じ。）にあっては，当該投資事業有限責任組合の事務所の住所を記載する。

※２　特定研究成果活用支援事業を実施する者における資本等の構成を記載するものとする。

・申請者が法人である場合にあっては，国立大学法人等その他出資者が当該法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。

・申請者が投資事業有限責任組合である場合にあっては，国立大学法人等その他出資者が当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。

※３　常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する。また，役員の経歴及び当該役員が特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識，能力及び実績を有することを説明する資料を添付する。